平成２７年（フ）第２０号
福島市蓬莱町５丁目１番36―10号
債務者　田中　智子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第８３号
福島県いわき市小名浜大原字丙新地41番地の８　大原マンション233、旧住所新潟県新発田市三日市390番地５
債務者　竹原田幸一
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第６号
茨城県桜川市真壁町白井1278番地１
債務者　入江　梨香
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２７号
山梨県甲斐市中下条1482番地
債務者　髙地　敏孝
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３４号
山梨県甲府市古上条町582番地３　ハイム良Ａ棟103
債務者　佐野　清美
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３５号
静岡県富士宮市野中1025番地の８レオパレスマメゾン102
債務者　今井　郁昌
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１３号
三重県名張市すずらん台西２番町167番地
債務者　松井　敦志
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第２９号
奈良市大森西町２番11号
債務者　奥本小夜子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１２１号
鳥取県鳥取市国安208番地６
債務者　杉浦　正樹
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５号
鳥取県鳥取市吉方町２丁目104―６、住民票上の住所鳥取県鳥取市佐治町加瀬木1250番地
債務者　中谷　秀行
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９号
鳥取県米子市上福原２丁目９番30号　203号、前住所鳥取県米子市万能町169番地
債務者　深田　誠一
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第２３号
鳥取県米子市米原９丁目10番９号
債務者　桑本　憲二
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第１０２号
広島市安佐北区真亀４丁目３番56―402号
債務者　伊達　直哉
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２号
山口県萩市大字下田万1080番地６、前住所山口県萩市大字中小川644番地11
債務者　齋藤　厚司
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第４８号
福岡県八女市前古賀117番地２　エスペランサ参番館202号、申立時の住所福岡県八女市納楚265番地16
債務者　橋本　好以（旧姓野中）
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第１０号
宮崎県延岡市緑ケ丘２丁目２番10―103　コーポ山本、前住所宮崎県延岡市鶴ケ丘２丁目1988番地55　コーポ田崎201
債務者　長野真砂子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第２号
鹿児島県鹿児島市真砂本町25番２号　メゾン福島201号
債務者　有村　信二
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係